

東日本大震災の被災者の方々に対する県税の取扱いについて

1 天災により損壊した自動車に係る自動車税(種別割)の減免について

【県税減免申請書と併せて提出する必要書類】

- ① 市町村長等の発行するり災証明書(り災証明書の交付が受けられない場合は現場写真または状況報告書等で被災したことが明らかになる資料)
- ② 自動車検査証の写し
- ③ 修繕したことを証する書類(入庫した日及び修繕が完了した日が明記されたもの)

【申請期限】

次の①と②のうちいずれか遅い日

- ① 納期限
- ② 修繕が完了して再び運行の用に供することができることになった日(損壊した自動車が修繕の完了によって再び正常に使用できる状態となり、法的にも運行できる状態となった日)から起算して30日を経過する日

2 被災代替車を取得した場合の自動車税(軽自動車税)環境性能割の非課税について

【自動車税(軽自動車税)環境性能割非課税申請書と併せて提出する必要書類】

- ① (軽自動車以外)被災自動車として抹消登録されたことが記載された運輸支局が発行した登録事項等証明書
- ② (軽自動車〔三輪以上〕)軽自動車が被災自動車として軽自動車登録ファイルから削除されたことが記載された軽自動車検査協会が発行した検査記録事項等証明書。
- ③ 新たな自動車の税申告書の控え

◎ 所有権留保付売買契約(割賦販売契約)により、被災自動車の使用者に所有権がないので、使用者が抹消登録請求ができない場合など、①または②の書類をやむを得ない理由により、提出することができない場合には、①または②の書類に代わり滅失または損壊した自動車が被災自動車であることについて、その自動車が滅失もしくは損壊した場所の所在地、またはその自動車の主たる定置場所在地の都道府県知事または市町村長が発行する書類の提出で差し支えありません。

◎ 申請者が被災自動車の所有者の相続人の場合には、戸籍謄本等の相続人であることを証する書類の提出が必要です。

また、申請者が被災自動車の所有者の合併法人又は分割承継法人である場合には、登記事項証明書等の合併法人等であることを証する書類が必要です。

2 取得した自動車が、その取得直後に天災により滅失し、または損壊した場合における当該自動車の自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免について

【県税減免申請書と併せて提出する必要書類】

- ① 市町村長等の発行するり災証明書
- ② 被災車の自動車検査証の写し
- ③ 取得時の税申告書の控え
- ④ （自動車が滅失した場合）解体証明書
- ⑤ （自動車が損壊した場合）修繕に要する費用を証する書類（領収書等）

【申請期限】

災害等がやんだ日から30日を経過する日